

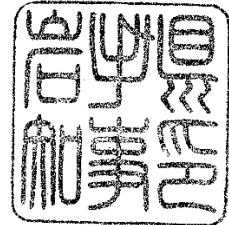
水振第 457 号

令和 4 年 12 月 6 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 11 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当

農林水産部水産振興課

漁業調整担当（高梨）

電話：019-629-5819

FAX：019-629-5824

E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

小型まき網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第3号に掲げる次の小型まき網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年 月 日

岩手県

1 小型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
小型まき網漁業	ウミタナゴ等	まき網	岩手県沖合海面	1月1日から12月31日まで	制限なし	5トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市に漁業根拠地を有するもの	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年12月26日から令和5年1月25日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和7年10月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

① 無動力漁船を使用する場合

(ア) 規則第40条に規定する区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）においては、操業してはならない。

(イ) さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

(ウ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

② 動力漁船を使用する場合

(ア) さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

かじき等流し網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる次のかじき等流し網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 年 月 日

岩手県

1 かじき等流し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業の種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
かじき等流し網漁業	まぐろ、かじき、かつお、さめ	流し網	岩手県 沖合海面	5月1日 から8月 31日まで	制限なし	10トン 未満	岩手県内に住所を有する者	1
							宮城県内に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月9日から令和5年2月8日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年3月1日（令和5年3月2日以降の場合は許可の日）から令和6年2月29日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 東経142度59分47秒の線以東を除く岩手県沖合海面においては、操業してはならない。

(イ) 海中における流し網の長さの合計は6キロメートルを超えないようにしなければならない。

(ウ) 流し網の網目の長さ15センチメートル以下のもの及び2枚以上の網地を重ね合わせた網を使用してはならない。

(エ) 敷設した流し網に係る次の①及び②に掲げる浮標に、それぞれ①及び②に定めるものを水面上1.5メートル（様式第1号による標識については、浮標の表面から2メートル）以上の高さに掲げなければならない。

① 両端部の浮標

昼間にあつては、様式第1号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火（夜間にお

い、て、視界が良好な場合に少なくとも2海里離れた所から視認されるものに限る。以下同じ。）及びレーダー反射板。

② 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標

昼間にあつては様式第1号による標識、夜間にあつては白色の灯火。

(オ) 投網後揚網するまでの間は、海難防止等のため特に緊急かつやむを得ない場合を除いては、網の敷設場所を離れてはならない。

(カ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 県内に住所を有する者で許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。県外に住所を有する者で許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年 月 日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
いか釣り漁業	いか	釣り	岩手県 沖合海面	1月1日から3月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に漁業根拠地を有するもの	17
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの	8
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	5
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	18

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年12月26日から令和5年1月25日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年3月1日（令和5年3月2日以降の場合は許可の日）から令和8年2月28日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キロワット以下でなければならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。